

## 学部編



### 各種資格について

# 薬剤師資格について

薬剤師法第1条に「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。」と規定されています。

また、社団法人日本薬剤師会の制定した薬剤師綱領（昭和48年10月制定）に次の通り記載されています。

- ・薬剤師は国から付託された資格に基づき、医薬品の製造・調剤・供給において、その固有の任務を遂行することにより、医療水準の向上に資することを本領とする。
- ・薬剤師は広く薬事衛生をつかさどる専門職としてその職能を発揮し、国民の健康増進に寄与する社会的責任を担う。
- ・薬剤師はその業務が人の生命健康にかかわることに深く思いを致し、絶えず薬学・医学の成果を吸収して、人類の福祉に貢献するよう努める。

## 〔1〕 薬剤師国家試験受験資格について

薬剤師法（昭和35年法律第146号第12条の規定）において、「学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く）において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者。」と定められています。本学の所定の単位を修得し、卒業（3月31日までに卒業見込みを含む）することにより、受験資格を得ることができます。

## 〔2〕 薬剤師国家試験について

薬剤師国家試験は、毎年3月に2日間の日程で実施されています。これまで薬剤師国家試験は、北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、徳島県および福岡県で実施されました。

試験の詳細については、受験する1年前頃に掲示等でお知らせします。

## 〔3〕 薬学部を卒業すると得られる資格について

卒業と同時に得られる資格は、前述の薬剤師国家試験受験資格です。その他、4年制課程の資格が引き継がれると思いますので、従来の資格について記載します。薬剤師国家試験に合格し薬剤師の免許を有すれば、申請・届出・任命（講習）により、次の資格等が与えられていました。

麻薬管理者  
毒物劇物取扱責任者  
食品衛生管理者  
向精神薬取扱責任者  
環境衛生管理技術者  
水道技術管理者  
衛生管理者